

墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(案)新旧対照表

第1条による改正(墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例)

(平成17年墨田区条例第8号)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例(昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。)第4条、第21条第1項及び第2項、第24条、第26条第2項、第27条第2項並びに第27条の4第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年墨田区条例第8号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第21条第1項及び第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第24条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第26条第2項ただし書中「第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>」と、給与条例第27条第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員にあっては、<u>100分の137.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては、<u>100分の95</u>」と、給与条例第27条の4第1項中「第10条の規定により指定する職員」と</p> | <p>[同左]</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例(昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。)第4条、第21条第1項及び第2項、第24条、第26条第2項、第27条第2項並びに第27条の4第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年墨田区条例第8号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第21条第1項及び第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第24条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第26条第2項ただし書中「第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>」と、給与条例第27条第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員にあっては、<u>100分の135</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては、<u>100分の92.5</u>」と、給与条例第27条の4第1項中「第10条の規定により指定する職員」と</p> |

あるのは「特定任期付職員」とする。

別表第1

特定任期付職員給料表

| 号給 | 給料月額 |
|----|---------|
| 1 | 408,000 |
| 2 | 451,000 |
| 3 | 503,000 |
| 4 | 566,000 |
| 5 | 639,000 |
| 6 | 725,000 |
| 7 | 821,000 |

あるのは「特定任期付職員」とする。

別表第1

特定任期付職員給料表

| 号給 | 給料月額 |
|----|---------|
| 1 | 392,000 |
| 2 | 433,000 |
| 3 | 483,000 |
| 4 | 544,000 |
| 5 | 614,000 |
| 6 | 697,000 |
| 7 | 789,000 |

第2条による改正（墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例）

| 改 正 案 | 第1条による改正後 |
|---|--|
| <p>（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条第1項及び第2項、第24条、第26条第2項、第27条第2項並びに第27条の4第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年墨田区条例第8号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第21条第1項及び第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第24条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第26条第2項ただし書中「第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、</p> | <p>〔同左〕</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条第1項及び第2項、第24条、第26条第2項、第27条第2項並びに第27条の4第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年墨田区条例第8号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第21条第1項及び第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第24条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第26条第2項ただし書中「第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、</p> |

| | |
|--|--|
| <p>職員の給与月額に<u>100分の108.75</u>とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の101.25</u>」と、給与条例第27条第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員にあっては、<u>100分の136.25</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては、<u>100分の93.75</u>」と、給与条例第27条の4第1項中「第10条の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p> | <p>職員の給与月額に<u>100分の110</u>とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>」と、給与条例第27条第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員にあっては、<u>100分の137.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては、<u>100分の95</u>」と、給与条例第27条の4第1項中「第10条の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p> |
|--|--|

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第5条の改正規定を除く。）による改正後の墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、同条の規定（第5条の改正規定を除く。）による改正前の墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。